

ポンプ設備特記仕様書

第1章 総 則

本工事は、青森県農林水産部農村整備課制定「農村整備土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書(土)」という。）及び「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書(施)」という。）に準拠するほか、特記仕様書及び本ポンプ設備特記仕様書により施工するものとする。

なお、共通仕様書(施)は、農林水産省農村振興局整備部設計課制定の施設機械工事等共通仕様書を施設機械工事等共通仕様書読替規定により読み替えたものである。共通仕様書(施)に対する特記及び追加事項は、このポンプ設備特記仕様書によるものとする。

第2章 工事概要

1. 工事概要

本工事は、稲垣揚排水機場に係る No. 1 主ポンプ用電動機の工場持ち込み整備を行い、設備の健全性を保つことを目的とする。

2. 工事場所

つがる市木造出野里 地内（稲垣揚排水機場）

3. 施工範囲

本工事の施工範囲は、以下に示す対象機器の搬出、工場整備、再据付、現地試運転までとする。

種別	細別	規格・形状	単位	数量	施工内容	摘要
主ポンプ設備	No. 1 原動機	三相誘導電動機 出力 222kW	台	1	工場整備	

第3章 機器仕様 (No. 1 主ポンプ設備)

1. 一般事項

対象機器を機場から工場へ持ち込み工場整備を実施する。

2. ポンプ仕様

- (1) 形 式 立軸斜流ポンプ
- (2) 口 径 $\phi 1,000 \text{ mm}$
- (3) 吐 出 量 $2.454\text{m}^3/\text{s}$ (用水)、 $2.613\text{m}^3/\text{s}$ (排水)
- (4) 全 揚 程 5.2m (用水)、 6.2m (排水)
- (5) 原動機出力 電動機 222kW
- (6) 製 造 者 (株) 西島製作所

3. 交換部品

(1) 主ポンプ用電動機部品 (No. 1 主ポンプ設備)

No.	部品名称	仕 様 ・ 材 質	数 量
1	ベアリング	6226CM	2 個
2	フェルトパッキン	$6.4 \times 6.4 \times 1200$	2個
3	軸受温度計	3TOSA-M1DU-S	2個

4. 工場整備

No. 1 主ポンプ用電動機

- ・ 分解、点検
- ・ 清掃
- ・ 部品交換
- ・ 組立
- ・ 補修塗装
- ・ 性能試験 (整備後無負荷試験)

5. 塗装仕様

機器の塗装は既設と同等とし、事前に塗装要領書を作成の上発注者の了解を得ることとする。

第4章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（土）及び共通仕様書（施）によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 搬出

- （1）ポンプの整備にあたり、既設を搬出する際は、既設ポンプ設備の運転に支障を与えてはならない。
- （2）ポンプ設備の搬出にあたり、振動の影響が懸念される場合は、計測及び写真管理等により常時監視しながら作業し、影響を与えてはならない。

3. 据付

- （1）ポンプ設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取り付けるものとする。
- （2）設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）によるものとし、特記及び追加事項は、本仕様書によるものとする。

第5章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- （1）設計諸元等条件変更に係るもの
- （2）関連工事との調整に係るもの
- （3）不可抗力によるもの
- （4）法・基準の改正に係るもの
- （5）新たに、更新又は整備の必要が生じた場合
- （6）その他本仕様書に定めのないもの

第6章 その他

1. 電子納品

- (1) 本工事は電子納品対象工事であり、工事完成図書を「施設機械工事完成図書等作成要領」に基づいて作成し、次のとおり提出しなければならない。
 - ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R） 正副2部
 - ・ 工事完成図書の出力 2部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
- (2) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第7章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。